

産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会（第3回）

議事録

日時：平成24年4月24日（火曜日）15:00～17:00

場所：経済産業省本館17階第3特別会議室

議題

1. 全国的な備蓄資機材融通制度の構築
2. 工業用水道政策小委員会報告書（案）について
3. その他

議事内容

○成瀬産業施設課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会の第3回目の会合を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多用中のところご出席いただきましてありがとうございます。

まず、本日の委員会において運営規程の13条に従って、議決の条件である過半数の出席が満たされておりますことをご報告させていただきます。

また、今回、新しく委員に任命されました千葉県企業庁の岩崎委員にもご出席いただいております。

○岩崎委員

岩崎でございます。よろしく申し上げます。

○成瀬産業施設課長

また、平川委員の代理として、第2回同様、住友金属工業の飯吉委員代理です。

○飯吉委員代理

飯吉でございます。

○成瀬産業施設課長

それから、松尾委員の代理といたしまして、三井化学の岡田委員代理です。

○岡田委員代理

岡田です。ちょっと一言、お話しさせていただいてよろしいですか。

○成瀬産業施設課長

どうぞ。

○岡田委員代理

松尾の代理で岡田と申します。

一昨日、おとといに弊社、三井化学の岩国大竹工場におきまして大規模な爆発火災事故を起こしてしまいました。被災者の方、それから地域住民の方、ここにおられる皆様を初め、日本全国の方々にご迷惑とご心配をおかけしました。深くお詫びを申し上げます。どうも申しわけありませんでした。

それで、松尾が本日、対策本部で指揮をとっておりますので、私が代理で参加させていただきます。

火災の状況は、昨日の14時31分に鎮火宣言が出されまして、本日は警察の調査が入っているところです。私も、本日は16時半ぐらいに退席させていただきたいと思っておりますので、まことに申しわけありませんが、ご容赦のほど、よろしくお願いいたします。

○成瀬産業施設課長

ありがとうございました。

あと、若松委員の代理として、レンゴウの科野委員代理です。

○科野委員代理

レンゴウの科野です。よろしくお願いいたします。

○成瀬産業施設課長

それでは小泉委員長、よろしくお願いいたします。

○小泉委員長

それでは、ただいまより第3回工業用水道政策小委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

まず、議事に入る前に、経済産業省より配付資料の確認をお願いいたします。

○桑山工業用水道計画官

お手元の資料で、一番上の座席表に続き、本日第3回の議事次第があり、その下段に配付資料一覧として記していますが、資料1から資料5までありまして、以下、資料5の別添資料ということで1から6まであります。右肩上に番号を記載していますので、ご確認の上、ない場合は事務局にご連絡ください。

以上です。

○小泉委員長

ありがとうございました。資料に不備などございましたら、経済産業省の職員へお申しつけいただければと思います。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、本日の会議も前回と同様に公開とさせていただきますと思います。資料、議事概要につきましては、後日ホームページ等で公開されますので、あらかじめご承知お祈りいたします。

早速議事に入りたいと思います。今回の議事は、前回の積み残しとなった備蓄資機材の融通制度と報告書（案）ということでございます。

まず、備蓄資機材の融通制度について、経済産業省より説明をお願いいたします。

○桑山工業用水道計画官

済みません、その前に、まことに恐縮ですが、資料2としてお手元に配付している前回の議事録ですが、「てにをは」などの不備がありますので、後ほど修正したものを送付させていただきます。

では、資料3をご覧ください。

全国的な備蓄資機材融通制度の構築について、被災した事業者の救援活動のための全国的な組織をつくることとし、その一環で、救援活動に必要な資機材について、それを融通し合う制度もつくりたいということで、事務局案を作成しアンケートでお聞きしたわけですが、ご意見としては、資機材を製造しているメーカーや上水道の事業者も参加した方がより効率的ではないのかという意見を頂き、それで前回の委員会で、製造メーカーや上水道の事業者にこういった制度への参画について意見交換をして、結果をご報告したいということにさせていただきました。

製造メーカーの方と意見交換したところ、この制度に参加することについて基本的な同意をいただきました。上水道の事業者については、工業用水道の事業者が150いるうち3分の2以上が上水道も運営していることから、ある意味、連携はされています。一方でその他の上水道事業者については、全国で7つの地域組織に分かれており、そのうちの約半数で備蓄資機材の融通制度を既に運用しており、昨年3月に、それを全国に展開できないかという議論をされたが、東日本大震災があり、その後、1年間経って、今年3月にもう一度議論したところでは、既存の制度において、データの更新がうまく進んでいないということで、全国的なものにするとコストがかかりすぎるのではないかという懸念もあり、それ以上議論は進展しなかったとのことでした。

水道で全国的な制度ができているならば、この工業用水道の取組との連携もあり得たが、そうならなかったのも、各地域毎で自主的な協力をしていくものの、この制度に参加することはできないということでした。

結果として、資料3にありますように、工業用水道事業者の方と関連製造メーカーの方、さらには（独）水資源機構が参加する形で、この備蓄情報のデータベースを構築していきたいと思っております。

特に、工業用水道の場合は規模の大きな資機材というのが必要になりますが、こういったものは基本的には受注生産であるので、関連メーカーに参加いただくことで、仕掛かり品とか、あるいは直近、発注者に納入したような情報が入手可能となり、非常に有益です。ただ、このような情報は発注者とメーカーとの関係もあるので、十分留意しなければいけないということでした。この融通制度につきましては、この3者から情報を提供いただく形で構築したいと思います。

参考まで、資料4にデータベースに登録する情報のイメージを例示しています。これは日本工業用水協会で作成されていたものですが、事業者の名前が入り、その事業者がどういった品名の、どのような大きさのものをどれだけ持っているかというようなデータを登録し、必要な事業者がこのデータベースにアクセスして、必要とされるものを持っている事業者に連絡して、融通を要請することをイメージしています。

一方で、製造メーカーからの情報につきましては、汎用品の在庫状況というのはものなので、製造している製品情報を登録していただいて、必要な事業者が、製造している製造メーカーに在庫があるかどうかを確認することを考えています。

以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様にご意見等をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

では、このような方向でまとめていくということで、どうもありがとうございました。

続きまして、本日のメインといいますか、報告書（案）に入っていきたいと思いますが、今回、3回目ということで、1回目、2回目、いろいろなご意見をいただいて、報告書の案ということでまとまってきております。今日、まとめていきたいと思っておりますので、何分よろしくご協力いただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、報告書（案）について説明をお願いいたします。

○成瀬産業施設課長

それでは、資料5「今後の低廉かつ安定的な工業用水供給の実現のために（案）」ということで、総論の部分を私から説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、2ページ目、今回の報告書の構成ですが、第I章で総論として「基本的な対応について」現状と課題、それから今後の対応ということでまとめています。その後に第II章各論として、具体的な資産維持費の導入を含む料金算定要領の改正、責任水量制の整理、補助金制度の新たな方向性と。それから施設更新及びアセットマネジメントに対する指針、大規模災害に備えた相互応援体制の構築、専門技術の伝承方法、そして、第III章で「今後の対応について」ということでまとめております。

まず3ページ目ですけれども、「はじめに」として、ここは基本的に、今回の審議会で検討されるに至った経緯とか、大まかなまとめ、要旨的な位置づけにしています。ご存じのように昭和20年代から戦後、工業が復旧復興していった、地下水をどんどん使ったので、工業用水法が取水規制として制定され、昭和33年には、現行の工業用水道事業法とが制定され、基本、工業用水の低廉な供給ということを達成するための措置がなされました。その意味で、これまでの工業の発展、ひいては我が国の産業発展というのを支えてきた重要なインフラだということを書いています。

その後、半世紀以上経って、多くのものが建設してから40～50年経ち、老朽化が進んでいるということで、本格的な施設の更新時期を迎えつつあります。さらに昨年、東日本大震災では、老朽化もあって、いろいろな施設破損が発生し、耐震化への対応も非常に急務になっています。また工業用水需要も漸減し、事業者の約3割が赤字になっており、ユーザー企業も円高等によって国内空洞化の懸念が増大する等、厳しい状況になっています。いろいろな意味でユーザー企業、事業者とも厳しい状況に直面をしています。

こうした中で、新たな状況に対応できる工業用水事業施策をどう考えているかが求められているということです。

このために、産業構造審議会に本小委員会を設置して、本年2月から3回にわたって、委員の皆様にも熱心に議論を行っていただきました。さらにアンケートも行い、4ページ目ですけれども、工業用水の重要性というのは不変であって、いわば産業の血液として必要不可欠なものであることは変わらない。その中で、現行の制度の枠組みの中では、事業者とユーザー企業との間で必ずしも適正な負担についての認識が一致していない状況であります。そのため、事業の背景とか運営状況というのはさまざまですので、個別の事業ごとの実態に応じて、基本は事業者とユーザー企業双方が十分に情報を共有し合って協議し、最終的に合意していくという対応が求められています。

また、必要な更新・耐震化を進めていく上で、事業者の健全な経営を維持しつつ、事業者・ユーザー企業双方にとっての負担を合意の上で小さくしていくというのが必要です。そういう考え方に立って、国としても環境整備を行っていくことが不可欠です。本小委員会としては、このような問題意識をもって報告書を取りまとめ、この報告書が今後の低廉かつ安定的な供給を実現することに寄与するというのを期待するとしています。

それから、5ページ以降は総論になっていて、まず現状ということで、漸減する給水量ということで、歴史が少し書かれています。繰り返しになりますので、省きますが、いわば工業用水は産業の血液として全国に展開され、その規模も順次拡大していった。しかし、80年以降、施設能力は不変である一方、需要のほうは社会情勢や産業構造の変化の中で、もしくは水の合理化使用という中で漸減をしており、給水能力に対する実給水量の割合は57%ぐらいであり、契約水量に対する実給水量の割合は7割といったように乖離が拡大する方向にある、としています。

6ページ目ですが、現在、工業用水の使用量は129.8百万m³/日であり、その8割は回収水です。淡水供給が27.5百万m³/日になっています。このうち工業用水に

よるものは11.7百万m³/日です。

2番目は老朽化の進展ということで、需要自体が減っていく中で、施設としては40～50年が経過をして、老朽化が進んでおり、ユーザー企業の操業に与える大規模な漏水事故も急増しています。直近6年間で37件発生しており、ユーザー企業の安定操業及び公共の安全確保の点からも、更新の必要性が高まっています。

7ページ目ですが、さらに大震災においては、25事業者、44事業が被災、67億円に上る被害でした。中でも宮城、福島、茨城について、表にして記していますが、災害規模が大きくて、100カ所前後の施設が被災し、その復旧にも1～2カ月程度を要して、ライフラインとしての安定供給に影響を与えることになった、としています。

3番目が、工業用水事業者の経営について触れています。152の事業者により243事業が運営されていますが、事業者のほとんど——150事業ですが、地方公共団体ということで、地方公営企業法の対象事業として位置づけられています。各事業は、水源の状況とか設置の状況、ユーザーの状況というのはそれぞれ全く違うので、経営状況もさまざまということで、料金も2.4円から100円という、最大料金は最低料金の50倍近い値になっているという状況です。

8ページ目ですが、他方、現在の経営状況は8割強が経常黒字で、2割弱は赤字ですが、他の会計からの補助とか、料金以外に位置づけられる経営負担金を含まないとすると約3割が赤字だということで、厳しい経営状況にあります。内部留保についても7割が欠損金を生じている、あるいは1億円未満しかないということで、財源に不安を抱える事業者も多い、としています。

また、近年、団塊の世代が退職時期を迎えて、いわゆる技術者が少なくなっているという状況で、今後、専門的な技術の伝承というのが重要になってくる、としています。

4番目は、ユーザー企業においても、9ページ目の下の表にあるように、化学、鉄鋼、パルプ・紙の3業種がメインユーザーですが、そういう業種の中においても、10ページにあるように、いわゆる契約水量、申し込み水量を前提に建設をしていて、その建設投下資金を含む事業運営に必要な経費を料金で回収する、いわゆる総括原価方式をとっているということで、多くの事業者が実給水量ではなくて、契約水量に基づいて料金を回収している状況になっています。そういう状況の中で、契約水量と実給水量の乖離が大きくなり、また、水の合理化使用の制約要因にもなっているということから、ユーザー企業からは、現行の責任水量に対して、契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金制度への移行を強く要望されている、としています。

また、震災以降、急激な円高とか法人税高等々、いわゆる6重苦と称される経営難に直面しており、国内の産業空洞化の懸念が拡大するといった厳しい状況にあるということで、ユーザー企業も極めて厳しい状況にあるということに触れています。

そういう中で、11ページにあるように、今後の課題ということで、若干繰り返しますが、施設は40～50年経っていて、更新時期を迎えつつある。漏水事故も多発、更新の必要性も高まっている。震災では、老朽化もあって被害も大きく、耐震化の必要性

も喫緊だということです。他方、需要は漸減し、3割は赤字、ユーザー企業も厳しい状況の中で、将来の工業用水の安定供給に向けた取り組みが明確になっていないのではないかと、としています。

具体的には、料金制度の課題といたしまして、事業法の目的である工業用水の豊富低廉な供給を基本にしておりますので、仮に財源不足がある場合は必要な施設の更新・耐震化資金というものが必ずしも十分に計上されない料金制度になっています。他方、半世紀前の契約水量に基づいて責任水量制があるわけでございますが、実給水との乖離が大きくなっています。

補助制度についても、これまでは高度成長期の大規模なものに対して支援をしてきましたが、低成長時代を迎えて、国内空洞化に懸念が増大している現代では、大規模な施設の建設ニーズというのは余り大きいとはいえません。そういった意味で、今後の新たな工業用水道政策というのをどう考えていくかというのが必要になってくるということが書いてあります。

これらの課題に対して、その対応を13ページ以降に書いてあります。まず、(1)が基本的な考え方ということで、赤字で書いてありますのは、前回の議論でご指摘があったところを踏まえたものです。これまでも工業用水道というのはライフラインの1つ、それから我が国の産業競争力を支える重要かつ基礎的なインフラの1つということで、産業の血液とも称されるほど、製造業にとっては必要不可欠、重要であり、それは将来も変わりません。そういった中で、ユーザー企業は必要な工業用水道の安定的確保に対して適正な負担を負うことには異論はありませんし、他方、事業者も事業法の精神のもと、適正かつ合理的な運営によって、可能な限り低廉で安定した用水の供給を行っていくというのは、基本的には変わらないのではないところです。

問題の所在の1つには、施設の多くが40～50年経って、実際の給水量に対して施設の規模が過大となっているという状況下で、ユーザー企業としては、責任水量制の経緯とか、豊富で安定した供給という、その意義を理解しつつも、現状では適正な負担との認識をもつことが難しい場合もあるのではないかと。他方、事業者には、過去の経緯に基づかない負担割合では健全な経営を維持することが難しくなるという場合もあるのではないかと、こういった議論があるところです。

また、基本的な考え方としては、工業用水道事業の場合、経営面、それから施設面で個別の事業ごとにさまざまな状況であり、料金についても、最高料金は最低料金の約50倍ということなので、個別の各事業の状況は千差万別となっています。そのため、具体的な対応も個別の事業ごとの実態に応じて対応していくということが必要ではないかということです。

したがって、今後の施設の更新とか耐震化需要が増大している中では、個別の事業の実態に応じて、事業者とユーザー企業の双方が必要な情報を十分共有し合い、将来の需要を適切に見込み、必要な更新・耐震化を実施して、ユーザー企業への低廉かつ安定的な工業用水供給を図っていくということが必要ではないかと考えます。

その負担については、事業者の健全な経営を維持しつつ、事業者・ユーザー企業双方への負担というものについて十分協議して、双方にとって最小であると合意できるよう、具体的な更新・耐震化計画、資金計画を策定していくということが必要です。国としても、個別の各事業に応じて、実態に応じた耐震・更新化計画、それから資金計画を策定できるよう、柔軟な料金制度を含めた新たな政策の策定が必要ではないかということです。

15ページ以降ですが、基本的な考え方に基つきまして、国による対応、事業者・ユーザー企業の対応というように具体的な対応を整理しています。

国においてですが、全国の事業者は、それぞれ実施する事業の背景とか、経営・施設面での運営状況というのはさまざまであり、今後、必要となる工事の規模も内容も一定ではなく、事業者の経営状況とか内部留保の状況を踏まえると、必要な工事のための財源が不足する可能性も否定できません。そういう場合には、現行の料金制度では十分な資金を回収できないので、逆に不足額を借り入れすると、結果的にユーザー企業への負担も増加する可能性もあります。こういう観点から、財源不足を料金として回収することも可能にし、借入金等を手当てした場合よりもユーザー企業への負担を軽減できる資産維持費の導入を含めた算定要領を策定する必要があるのではないかというのが1点です。

2点目は指針の策定ということで、今後の低廉かつ安定的な供給を実現していくためには、需要の見込みを踏まえた適切な更新・耐震化計画と、そのための資金計画を策定することが必要ですが、事業者とユーザー企業の情報共有を促進するために、共有することが望ましい情報として、例えば対象施設、更新・耐震化規模、工法、優先順位等を示す更新・耐震化指針や、その資金計画について、財政収支の見通しとか経営効率化策、料金設定等の検討方法を示すアセットマネジメント指針といった指針を策定することが有効となります。さらに、将来需要の把握については、事業者のみならず、ユーザー企業の事業変更に関する情報も共有していくということも必要であるため、指針には、事業者に加えてユーザー企業からの必要な情報提供の項目を明示することも重要となります。

次に16ページですが、補助制度の見直しということで、これまでは高度成長期以来、安定的な工業用水を供給することを念頭に大規模な施設整備、資金がいっぱいかかるものを対象にしてきたわけですが、現下の低成長、国内空洞化の懸念が拡大する状況では、そのニーズは大きくないのではないかと考えます。今後は、必要となる施設の更新・耐震化の加速化とか、それから国内空洞化を勘案したマザー工場等、国内立地を加速化することを目的としたものにインセンティブとして補助制度を衣替えしていくことが必要となります。

さらに、大規模災害時の対応として、被災した事業者を支援し、早急に復旧が可能となるように、今までは地域のブロックレベルの体制というのはあったわけですが、全国レベルの相互応援体制とか、補修資機材の融通制度を構築していくことが必要になります。また、今後の工業用水事業を継続していくためには、そのための技術、人材ということも必要なので、その育成も必要ではないかということです。

最後に、事業者・ユーザー企業の対応ということで、事業者・ユーザー企業に対しては、

将来の事業のあり方を十分協議し、事業計画の策定に協力することが必要です。その前提として、事業者は不断の経営効率化努力というのを継続しつつ、ユーザー企業に経営状態等の情報公開を適切に行い、他方、ユーザー企業も将来需要に影響を与えるような情報提供を行っていくことが必要です。

責任水量制の見直しについても、まさに契約水量と実給水量の乖離が拡大しているわけですので、ユーザー企業の要望にこたえるために、契約水量の見直しを含む、給水量に応じた料金制度への移行について検討することが期待されるということです。

さらに、事業者・ユーザー企業双方の負担を最小とする事業計画の策定ということについては、先ほど申し上げた国が示す指針とか、新たに導入する料金制度、及び補助制度などを適切に活用する努力というのが必要であって、個別の料金設定については、事業者とユーザー企業との間で十分に情報を共有し合い、協議し、合意していくという努力が必要です。

最後に、安定した工業用水道事業を維持継続していくためには、専門技術の伝承が重要であって、限られた人的資源の状況下では、他の組織との連携や成功事例の活用など創意工夫が必要であるということです。

以上、総論です。

○桑山工業用水道計画官

続きますので、各論について、ご説明します。18ページからです。

最初に、資産維持費の導入を含む料金算定要領の改正ということで、まずは資産維持費の導入についての説明です。現状については、前回の委員会でご提示した内容です。今、工業用水道事業者を取り巻く状況、特に経営面での状況については非常に財源的にも苦しいということを説明しています。一方で、現行の算定要領について、事業報酬というのが総括原価の中に含まれているが、これで料金が回収できないという状況になっています。

経済産業省の試算では、施設の更新期間を55年、施工費用の増加分を1.17倍とした場合、今後50年間にわたって、全国の施設の更新・耐震化の事業費というのは約3.8兆円分ありまして、現行の制度ですと、4,300億円の財源不足が発生する見込みとなっているということを記載しています。

これに対する対応ということで、料金算定要領において、事業報酬を廃止し、かわりに資産維持費を導入するということです。資産維持費の用途については、赤で書いているとおりであり、これも前回ご議論いただきましたが、企業債の償還については、目的としないということで省いてあります。

あと、19ページの下のところでは、資産維持費の意義について説明しています。これも前回ご説明したとおりでして、20ページはそれを図式化したものです。

21ページは、その資産維持費の導入に当たっての3つの原則ということで、これも前回ご説明したとおりで、加えて、その運用について、これも算定要領を変えるからということで義務化されるものではなくて、あくまでも財源確保の一策として導入することがで

きるというように記載しています。

また、経済産業省の試算として、先ほどの不足する4,300億円というのをベースに考えた場合、この資産維持費を導入することで工業用水道の料金の改定が1.5円/m³ぐらいになりますということを記しています。

22ページですが、それ以外の算定要領の改正点ということで、料金算定期間の長期化についてです。これは前回、いろいろご議論いただいた結果として、対応のところで赤で書いてあります。現在のところ、「原則3年」としてありますが、これについては、期間を長期化することで算定作業は軽減されて、事業者の作業効率化、コスト削減、ひいては料金の低減化につながるということとか、他の公営事業との比較においてとか、あるいは事業者による適切な情報開示と事業に係るユーザー企業との意見交換を定期的に行うというようなことから、現行の「原則3年」から「標準的に5年」というように柔軟性を持たせる形で長期化したいとしています。

(3)についてはみなし償却の廃止と退職給付引当金の計上の義務化ということです。

23ページについては、改正した算定要領の位置づけと施行ということでして、これについては前回からご説明しているとおおり、法的な位置づけを明確にするということ、この算定要領の適用については従前どおりとします。ただ、先ほども触れましたが、資産維持費の導入というのは義務づけるものではないということで、それを改めてここで明記しています。

以上が算定要領の改正についてです。

25ページは、課題の2として、「責任水量制の整理」についてです。赤で書いていますが、責任水量制の意義というのを明確にしたほうが良いということで、高度成長期に事業を拡張するユーザー企業にとって、契約水量分は基本的に安定した給水が確保されるということから、安心して事業活動を拡大していくことに有意義な制度であったということに記載しています。ただ、先ほどから何回も出ているとおおり、現状では契約水量と実給水量が大きく乖離してきているというような問題を抱えています。

対応についてですが、先ほどもありましたように、事業者はユーザー企業の要望に応えるため、契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金制度への移行について検討することを期待するとしています。「ただし」ということで、料金制度の変更についてはいろいろと事業経営への影響とかもありますので、今後の事業に関して、事業者とユーザー企業双方にとって負担が最小となるような施設の計画をつくり、それにかかる資金計画を策定する際に、あわせて、こういった料金制度への移行を考えていくというのが現実的であるということに記載しています。

また、この料金制度の変更については、それぞれのユーザー企業の負担を変えることに繋がりますので、実際に、まさに料金の制度を変えるタイミングについては、各事業の経緯を踏まえ、適した時期にあるかを企業の方とも相談して決めるということが必要です。さらには、この料金制度を変えるということが、必ずしもすべての企業にとって料金が引き下がるということにはならず、すべての企業がメリットを享受できるとは限らないとい

うことにも留意が必要であると書いています。

その後、実給水量に応じた料金制度について、代表的な方法として、以下のようなものがあるということで3つ、契約水量の見直し、二部料金制度の導入、それから責任水量制と二部料金制の選択制の導入ということで掲げています。

特に責任水量制の見直しでは、施設の建設時に投下した資本の負担割合の基礎となっているため、これを見直すということは、負担割合を変更するということであり、結果として負担がふえるユーザー企業からはなかなか理解が得られずに、事業への直接的な影響を与える可能性も大きいとはいつています。ただ、事業運営に大きな影響を与えるような施設の償却がもう終わったとか、あるいは投下資本が回収された場合、あるいは大規模な更新をこれからやりますというようなときというのは、事業運営の節目となるということなので、そのときに再度契約水量の見直しを検討するタイミングになり得るのではないかとということも書いています。

以下、第1回目で提示しました、3つの方法に基づいて、具体的な事業に適用した場合、どうなるかというモデルケースの結果を書いています。27ページは前回、ご説明しましたが、現時点で二部料金制を導入されている事業者の方からの情報をまとめたものを書きます。27ページの下ですが、結果として、モデルケースでありますとか、既に二部料金制を導入している事業者の情報を参考にして、パラメーターを変えることによって、いろいろな料金制度というのがあり得るので、とにかくそれぞれの事業に適した、事業者とユーザー企業の双方にとって最良となるような料金制度は何かということを検討するためにも、創意工夫して、種々のシミュレーションを行うのが望ましいというようにしています。

最後ですが、これも前回の委員会の中で議論いただきましたが、アンケートの結果からもわかるように、こういった料金制度への移行につきましては、事業者の経営状況などの開示が納得できるものであれば、今まで以上に料金の支払いがふえる企業があっても移行すべきであるという意見がほとんどであったことを踏まえ、一部の企業に急激に大きなダメージを与えるようなことは避けるべきですが、これまでも責任水量制のもとでそうした工業用水道を使用した分であるとか、あるいは使用できる権利をもっている部分については、それを使用した人、あるいは権利をもっている人がちゃんと負担をするというのが原則であったということなので、今回、料金制度を変えて負担がふえる方がいたとしても、そういった原則であるということをよく理解していただくということが重要だということで、それについては事業者の責務として、丁寧にユーザー企業に説明する努力を継続すべきであると書いています。

次、29ページは新しい補助制度ということでして、29ページ自体は昭和31年以降、導入された補助制度の、特に予算の推移等を含め、このような形で変わってきているということを書いていますが、後段部分は、先ほどご説明したとおり、ニーズというのが大きく変わってきているということです。

30ページですが、対応ということで、工業用水道の施設の整備の必要性が、大規模建設から、産業の国内立地支援や施設の耐震化等の加速化に移行しているということから、

現行の補助対象要件である規模要件を廃止し、政策目的に合致した要件に変更した次のような補助制度の創設を検討すべきであると。また、現行の基準料金制度というのは新しく導入する資産維持費とも整合性がとれなくなるということもあり、これについては廃止をするということを書いています。

以下、①②として、今、申し上げた2つの補助制度について説明をしております、特に要件等については、前回の委員会でもご説明していますが、事務局案について意見もいただいております、それを踏まえるような形で記載しています。ただ、今後、補助制度の創設に当たりましては、財政当局との議論もありますので、いただいた意見も踏まえて、政策意義の高い制度とする方向で検討を行うというような形でまとめています。

それから32ページで、更新・耐震化指針、及びアセットマネジメント指針の作成でいます。これも冒頭、説明をしましたが、このような指針の作成の必要性が高まっています。

それで、32ページの最後のところから33ページにかけて、具体的に指針に盛り込むべき項目を列挙しています。33ページのところでは、赤字にしておりますが、アンケートの意見でありますとか、あるいは前回のご議論の結果としてまとめています。特に既存の構築物でありますとか、あるいは管路の実耐用年数の把握方法でありますとか、施設の性能を維持するような適切な延命方法、工法についても書くということとか、あるいは情報提供について、先ほど話があったように、事業者から提供すべきと、加えてユーザー企業からも提供すべき項目はこういったものであるというように書いています。

34ページですが、全国的な相互応援体制の構築ということで、現状については、今ある5つのブロックの取り組みを書き、加えて35ページでは、今回の東日本大震災のときにどういうことを行ったかということを書いています。結果として、今後、大規模な災害に向けた全国的な体制が必要であるということで、35ページの下段のところから、対応ということで書いています。

具体的には36ページにございますが、全国相互応援体制ということで、これも前回、アンケート結果を踏まえた形で議論させていただいたものをここに書いています。このような体制でやり、かつ基本的なルールはこのようなことであるというようにしています。

37ページは必要となる補修資機材の融通制度でございますが、これについては今回の会議の冒頭で説明しましたので、内容については割愛させていただきます。

39ページですが、専門技術の伝承方法ということで、職員がどんどん減っていく中で、こういった伝承をどのようにしていくかということです。40ページのとおり、限られたリソースで対応していかなければいけないということですので、他機関の研修をうまく使うとか、OBの方の有効な活用、あるいは官民連携を進めていくとか、このような対応をとっていくことは重要であるというようにまとめています。

最後、41ページですが、今後の対応についてというところでまとめています。今後、工業用水道事業の運営に当たっては、多くの施設が耐用年数を迎えて、大規模な更新・耐震化への対応が求められる時期となっております。そういうことから、当該工業用水道事業を再構築するという考えに立って、将来の工業用水需要の適切な見通しを踏まえて、事

業者とユーザー企業双方にとって負担が最小となるような合意をもった上で事業運営を進めていくということが重要になってきます。そこで、事業者とユーザー企業はお互い歩み寄って、双方で今後の工業用水道事業を維持運営していくと、そのような認識をもつことが必要になります。そうすることで、個々の事業が直面する諸課題に対して、双方が協議して、納得し、そして双方にとって負担が最小と考えられるような更新・耐震化計画や料金制度を含む資金計画の作成が可能となります。そのため、本委員会は、事業者とユーザー企業が本報告書の内容を十分理解できるよう、国があらゆる機会を設けて、丁寧に説明していくことを期待するという形でとりまとめています。

以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。

今回の小委員会の報告書全体の内容につきまして、通しでご説明いただいたわけですが、これから委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。冒頭申し上げましたように、今回でまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

何かございますでしょうか。どこからでも結構だと思います。どうぞお願いします。

○岡田委員代理

三井化学の岡田です。

化学業界の中でも水を多量に使う企業が集まっているのが石油化学工業協会でありまして、その石油化学工業協会の中で工業用水道の政策のワーキンググループをつくって、いろいろ皆さんと議論をしております。その中で、今回のこの案に対して2点、ご要望がありますので、今から述べさせていただきます。

1つは21ページ、一番下の※印のある段落の件ですが、ここに経産省のほうで計算をされて、1.5円の改定が必要となるという数字が書いてありますけれども、これは、私が聞いているところでは、50年前の施設をそのまま更新して、非常に大きな設備の更新があったときの計算でこのような値が出ていると聞いております。1.5円という数字がそのまま記載されるということは、今後、この値が指標になってしまうという可能性があると思われまして、したがって、この段落の部分は記載しないほうが望ましいのではないかと。実際にはリサイズされて、適正なサイズに変更された中での計算とか、そういう対応が今後なされていくと思っておりますので、この値が指標としてひとり歩きするのは非常に望ましくないと思われています。したがって、この部分の削除したほうがいいのではないかと。という意見でした。

それからもう1点です。25ページの「責任水量制の整理」のところの「対応」についてです。「対応」の最初に「契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金制度の移行について検討することを期待する」という書き方がなされております。石油化学工業協会の皆様と話をしていますと、「検討することを期待する」ということは、検討しなくてもいい

い、というようにとられる恐れがあるのではないかと。したがって、ここの表現を工夫してほしいという意見が非常に多かったです。といいますのも、最初に概要を説明していただいたときの「工業用水道事業をとりまく現状」という中において、「ユーザー企業は、現行の責任水量制に対して、契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金制度への移行を強く要望している」という記載もありますし、また「今後の工業用水の安定供給のための課題」のところでも、11ページにあります、「他方、約半世紀の契約水量に基づく責任水量制に対し、実給水量との乖離が大きくなっている」とあります。こういうことを皆さん認識しており、アンケートでも、8割近い賛成者の方が、料金のアップがあったとしても、きちんと情報開示されていれば、それはやむを得ないという結果が出ておりますので、このように「検討することを期待する」という弱い表現ではなくて、もう少し強い表現を考慮していただきたい、この2点が化学業界での要望です。

以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。その後半のほうはどのような案が出ているのですか。

○岡田委員代理

なかなか表現が難しく、皆様うまい表現が出てこないのですけれども、例えば「可能な限り検討する」とか、それに近いような形で考えていただきたいという意見でした。

○小泉委員長

わかりました。

今、2点、ご意見が出ましたけれども、いかがでございましょう。

村瀬委員、どうぞ。

○村瀬委員

前回の委員会の議論において出たいろいろな意見を、この報告書の最終案で反映していただいていることをまずお礼申し上げまして、今、三井化学の岡田委員代理からお話が出た責任水量制のところについて、少し私ども事業者の立場から、今の「対応」の、この2行についての感想を少し述べさせていただきます。

責任水量制ということで、この報告書の全体のトーンとしては、事業者とユーザーが今の料金制度についていろいろ双方で議論して、双方でよりよい方向に進めていくのだよというトーンで書かれていると思っております。そういうことで、今、この原案に書いてあります「対応」で、まず「事業者は」という、この主語ですが、事業者に限定するのではなくて、これは事業者及びユーザー企業の両者でやるべきことかと思えます。ここであえて「事業者」と書かなくて、この委員会としての総論として、「ユーザー企業の要望にこたえるため、契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金制度への移行について検討を

することが期待されている」とされては如何でしょうか。事業者、我々も別に責任水量制に固執しているわけではなくて、使用量が反映された料金制度に、どういう形に変えていったらいいかという、いつもその問いかけを、工業用水協会も通じてずっとやっているわけございまして、それは期待されているということで、事実関係でいいのかなど。その後、ユーザーと事業者と双方でいろいろ検討してやりなさいよと書いてあるということで、今の2行は、「事業者は」というところで、私どもとしては、事業者がやりなさいよという書き方がどうも少し一方的ではないかという気がします。

この件が出ましたもので、話を少し続けさせていただきますと、責任水量制の整理のところが、この「対応」の最初の単語の「事業者は」というところで始まっていると、いみじくも事業者がやるような形で書いてあるのですが、その前の、例えば16ページの「事業者・ユーザー企業の対応」ということで、これは両方で責任水量制の見直しをやっていくのだということを書いてあると思います。基本的には私ども、こういう考え方でいいかと思っていますので、各論のところの書きぶりもそういう観点で見直していただけたらと思っています。

そういう観点でいいますと、その前の「現状」のところでございます。「現状」の下から2つの段落で、まず「責任水量制は、節水やリサイクルなどの水の合理化使用や製造コスト削減の制約要因になったり、未使用分の料金を支払っていることについて外部への説明に窮する場合があることから、ユーザー企業からは、契約水量の見直しを含む実給水量に応じた料金制度への移行が強く要望されている」、これは事実関係としてあるのかなど。「このため、一部の事業者では、企業からの要望にこたえ、料金を固定費と変動費に分けた二部料金制度を導入しているが、多くの事業者は現状のままとなっている」と。この「現状のままとなっている」という表現が、事業者にとってはちょっときついかなど。本来変えなければいけないところを変えていないと、このような読み取られ方がされるのではないかと思います。

それから、この責任水量制の最後のところで28ページでございます。「なお」書き以降のところ、新しい料金制度への移行の障壁として、「事業者の収入減の対応」ですとか、あるいはユーザー企業間の「利害得失差の調整の難航」等で、今までなかなか二部料金制に移行できないところが多いのですけれども、このアンケートの結果で、ユーザー企業も事業者も、情報開示が納得できれば、「今まで以上に料金支払いが増加する企業があっても移行すべき」との意見があるということは、これはユーザー企業も事業者も両方でやっていくということでございますので、この原案の最後で「事業者の責務として、丁寧にユーザー企業に説明する努力を継続するべきである」と、事業者だけにこの責務を課されるのはちょっとつらいかなど。基本的には、事業者とユーザー企業がこれに対して真摯に取り組んで、制度移行へ積極的に検討していくべきだというような書き方にしていただければと思います。

細かい話をしますと、最後から4行目ぐらいに「これまでの責任水量制下でも、使用した分はそれを使用した者が負担する原則であった」というのは、これはユーザー企業様に

工水の料金を支払っていただくという、その考え方が書いてあると思いますので、基本的には事業者の責務として、私どもの事業の情報等を開示して、丁寧に新しい制度、従量制、使用量に応じた料金制度に移行することの意義とか課題を説明することは当然でございますけれども、ユーザー企業のほうでもこういうことできちんと制度移行について取り組んでいただきたいと、こういう書き方をしていただければと思います。

済みません、マイクを握ってしまったもので、もう1点よろしいでしょうか。

○小泉委員長

どうぞ。

○村瀬委員

事実関係ということで、今さらで申し訳ございませんけれども、5ページでございます。5ページに給水量が減ってきたよという書きぶりがあって、この図1で年度別の推移が説明してあるかと思えます。説明文の下から5行目に、「しかし、1980年以降、現在に至るまで施設能力は不変である」と。下のグラフは昭和、平成で書いてありますので、1980年というのは昭和55年でございます。昭和55年以降の施設能力をみれば、昭和の間は少し増えて、平成に入ってから一定かなと。これは「施設能力は不変である」という表現は妥当かなと。それで、「需要は社会情勢や産業構造の変化、さらには水の合理化利用の進展などにより漸減してきており」と書いてあるのですが、水の使用量は、その下のグラフでみる限りは、平成に入ってから一度上がって、近年、この10年ぐらいが減ってきているということで、1980年から順次減ってきているわけではございませんので、「近年」ぐらいの単語をつけていただければいいのかなと。

その次の「給水能力に対する実給水量の割合または契約水量に対する実給水量の割合は、それぞれ、56.8%、70.7%」と書いてございますが、給水能力に対する実給水量の割合については、グラフの表示の関係上、56.8%というのは書いてございませんし、この56.8%がこの報告書の中で次に出てくることもございませんので、ここの表現については、給水能力に対する契約水量、この図の一番上に書いてあります80.4%を書いていただいて、その次の契約水量に対する実給水量の割合が70.7%と、こうやって書いていただいたほうが、この報告書として読み方が易しいかなと思えます。

それから「乖離が拡大傾向」ということで、この報告書の中で「乖離が拡大傾向にある」というのは随所に記載されておりますが、56.8%はグラフがないものでよくわかりませんが、70.7%につきましては、乖離が拡大というようには、このグラフからは少し読みづらいかなと。これを見ますに、昭和60年代の節水、平成6年の大渇水、それから近年の経済関係で実給水量が落ちているのかなという読み取り方かと思えますので、乖離があることは事実でございますけれども、「拡大傾向にある」という表現は少し検討していただければと思います。

済みません、以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。最後の点は事務局のほうで最終的に調整したいと思います。

先ほどの岡田委員代理と村瀬委員のほうからご指摘を受けている2点についてですが、特に責任水量制のところはこれから議論していきたいと思います。

最初の、岡田委員代理から出てきた1.5円、これをとってほしいという、こういったご意見がございましたけれども、これはどういうことでしょうか。私は逆に全体平均として安い値上がりで済むなというように当初から思っていたのですが、ずっと、1回、2回、この数値が出ているまま本報告書に残っておりますけれども、岡田委員代理、これはかなりの多くの人から、これをとってほしいという意見が出ているということですか。

○岡田委員代理

ある方から、数値が記載されていると、やはりそれが指標となるのではという話が出てきたので、その議論の中で、皆さんでそうですねという意見になっています。数値指標があるのがあるのか、どちらがいいのかはよくわかりませんが、確かな数字でないので残るとするのは、やはり問題ではないかと、そのような議論になりました。

○小泉委員長

私はいやに安いというのが第一直感でして、この程度だったら、ちゃんとやればいいのではないかとこのように思ったぐらいなのですが、数値があろうがなかろうが、この報告書自体は余り関係はないというように思っているのですが、いかがでございますか、この点については。

○桑山工業用水道計画官

これは第1回の委員会で説明させていただいた資料の中に入っていて、報告書で例えば18ページのところなのですが、一番下のところに同じように※印で、「なお、経済産業省の試算では」というようにしています。我々として調査した結果ですけれども、これは全国の工業用水事業者の方に、これからの更新の計画はどれぐらいのものがあるかを確認した結果に基づいたもので、耐用年数、更新期間とか、あるいは費用が過去に比べてどれぐらい上がっているかという結果も入れて試算したところ、4,300億円の不足が発生するというものでした。それで、全国ベースのマクロ的な見方となりますが、資産維持費を導入した場合にどうなのかというのは皆さん、必ず疑問をもたれるということもあって、計算してみたら1.5円の改定でしたということです。確かに第1回の会議でもご指摘はあったのですが、4,300億円の不足とか、あるいはそもそも3.8兆円の更新費用というのは本当にそうなのかといわれると、それはあくまでも各事業者からのヒアリン

グ結果に基づくものですから、今ご議論されている、ユーザー企業の方と十分意見交換して、将来の事業をどうするかということを前提としたものではないということで、個々の事業毎の数字というのはもちろん異なってくるというものです。

○小泉委員長

そういうことであれば、付録にでも回しましょうか。もしも気になるということであればです。

○桑山工業用水道計画官

はい。

○小泉委員長

では、そのようなことで対応したいと思います。

それから、責任水量制について、いろいろ議論が出たのですが、特に村瀬委員のお話だと、事業者が後ずさりしているような印象を私は受けているのですが、波多野委員とか岩崎委員、いかがでございましょうか。ほかの事業者の方のご意向もお伺いしておいたほうがいいかなと思います。どうぞよろしくお願いします。

○波多野委員

村瀬委員のお話の中では、事業者だけではなくて、ユーザーも一緒に考えていきましようという考え方があるように思っております。私も、半分はユーザーさんのものではと考えています。もともとは確かに地方公共団体が工業用水を地下水くみ上げ規制のところからやっているのですが、契約された方の共有の持ち物だという考え方のもとに、いろいろ考えていただきたい、もともとの株主さんという感覚で考えていただければありがたいと思っています。

そういう面からいえば、村瀬委員がいったように、当然、事業者はやらなくてはいけないのですけれども、ユーザーさんも一緒に考えてほしいという考え方を入れるのはよいのではないかと思います。

○小泉委員長

どうもありがとうございます。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員

千葉県でございます。

基本的には、ユーザーも一緒に考えていくというのは賛成です。千葉県の実情を申し上げますと、7地区事業がございまして、そのうち料金の値上げの検討をしなければいけな

いのが3地区、値下げをするところが2地区、現状のところは2地区というような形でやっております。後ほどまた別途要望させていただきますが、その際、料金の値上げの検討、値下げのときに、ある意味、二部料金制、要するに実給水量に見合った料金形態についても考えなければいけないと。それは、うちのほうでも考えて、これでどうでしょうかと、収支見通しをした上で提案していく。その際に、最終的に受水企業、ユーザーさんの理解がいただければ、要は契約水量でいかに得ない。そうしたときに、我々は努力したのだけれども、結果的にまとまらないというのが地区によってあると思います。そうした意味でいえば、お互いの努力が必要だという意味合いで書いていただくのがありがたいというように思っております。

○小泉委員長

あと事業者の方、もういらっしゃらないですかね。ということで、3事業者の方、それぞれ事業者とユーザー企業、両方が一緒になって考えていくと、こういうことでございます。では、そのようなことで修文ということで済むとは思いますが、どうですか。

○桑山工業用水道計画官

業界代表の方はそういうことでよろしいでしょうか。

○小泉委員長

ユーザーのほうはどうですか。ユーザーのほうは「検討することを期待する」では弱いというようなお話もあったんですね。

○岡田委員代理

今みたいに事業者とユーザーと一緒に話をしていきましょうという話であるのであれば、これはもう「検討することを期待する」ではなくて、「検討する」という形でも構わないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小泉委員長

ここの「対応」のところ、**「事業者とユーザー企業は」**という主語にして、それぞれ検討していくと、こういう書きぶりですね。では、そのようなことにいたしましょうか。

どうぞ、石井委員、お願いします。

○石井委員

事業者さん、そしてまたユーザーさんから大変ポイントを絞ったご意見で、我々も工業用水協会のほうで、資産維持費を導入するとすれば、どのくらいかかるのかという、そういう試算をやってきたのですが、ここにも、先ほど来問題になっています21ページの※印のところもそうなのですが、あくまでもこれは試算というように書いてあります

し、それからまた、今後50年間の全国の施設更新・耐震化事業なのです。ですから、施設の更新だけではなくて、耐震化事業というのはものすごいコストがかかりますので、文言を入れるとすれば、「今後50年間の全国の現状を想定した施設の更新並びに新たな耐震化事業に対する財源不足額」と、このように――これは上水道のほうもそうなのですけれども、あくまでも試算ですから、試みの案ですよ。試算というのは、やはり数値を入れないと臨場感がないのです。これをとってしまいますと、その前のところもそうなのですけれども、アンケートは何回も工業用水協会で行っているのです。それで、ユーザーさんから出てきた数値をまとめた積み上げの数値なので、状況は刻々と変わっているというのはよくわかるのですけれども、余り恐れる必要はないと思うのです。先ほど来の各事業でも、千葉県さんのお話のように、黒字のところもあるし、赤字のところもあるし、現状維持のところもあるし、これは全国がみんなそういう状況の中にありますので、別にどこをどのように料金をいじれるとか、そういうことではないと思うのです。当然、先ほどのご指摘のように、事業者とユーザーサイド両方で話し合っ、コンセンサスを得ないことには料金改定はできません。ですから、余り心配しないで、私はこの報告書の中に、文章は少し直して、やわらかくして入れたほうが、より今後の、この報告書に基づいて料金を考え、あるいは工業用水全体の今後の低廉かつ安定的など書いてありますので、別に利益を出したり、高くしたりということではないのです。ですから、余りその辺は心配しなくてもいいと思います。両方のサイドで行っていくというところだけを強調していただければいいのではないかと思います。

以上です。

○小泉委員長

先ほどの資産維持費試算のほうのお話、ちょっとまた戻りましたけれども、そういう意見が今、出たということですが、一応、委員の皆さんにお聞きしておきますか。意見が分かれるところではあるかと思いますが。

どうぞ、飯吉委員代理ですね、お願いします。

○飯吉委員代理

住友金属の飯吉です。

今のお話の21ページですが、やはり※印の試算は、私もこういったものがないと何となく不安というか、これがあることによって、ある程度めどがつけられる。この数字、6.2%ですから、例えば電力料金の値上げに比べれば3分の1ぐらいで済むなということを考えると、私はあってもいいなというように思います。

あと、ついでにちょっと要望というか、修文は全くないのですけれども、33ページ目の中ほどに情報提供等の2つ目の○印に「ユーザー企業から提供すべき項目」と。先ほどの話も絡むのですけれども、我々ユーザーが大規模な設備を建設するという段になったら、当然ながら、事業者の方にそういう情報を提供しないと、設備の増強とか、そこら辺に至

らないということもあって情報提供させていただくのですけれども、昨今のコンプライアンスの関係で、やはり情報は対外的にある程度公表が可能になった時点で開示ということで、申しわけありませんが、そういう形でさせていただきたいと考えます。特に大規模なプラント建設、例えば製鉄会社の中でやるとしたら、完成まで数年、場合によっては7～8年というオーダーで期間がかかりますので、公表をしても、連絡しても、かなり将来の建設完成ということになるので、十分対応できるかなと考えています。

それと1点、確認させていただきたいのですけれども、6ページ目で、老朽化の進展の棒グラフ、直近の6年間で37件、結果的にはすべて大規模な漏えい事故という形でまとめられています。このバックデータというか、例えば漏えい箇所がどういった箇所であるとか、恐らく導管等の腐食ではあると思うのですけれども、そういうバックデータというのは当然あるのですよね。

○桑山工業用水道計画官

はい。

○飯吉委員代理

できたら、例えば別紙等々の参考的な資料であってもいいのかなと考えます。なぜかという、例えば導管の部分的な腐食等で補修をする場合は、そのライン全体をやるということには至らないと思うのですけれども、設置年限が同じで、漏えい箇所がだんだんと複数にというか、多くなってくると、やはりライン全体を更新という対象になると思うのです。そのときに、例えばサイズを小さくするとか、そういった意図も働くと思うので、そういう原因的なものがある程度まとめられているのであれば、提示いただければ、もう少し我々としても一緒になって考えられるかなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。

どうぞ、お願いします。

○桑山工業用水道計画官

今の点ですけれども、各事故につきまして、いろいろと個別情報とか個人情報も含んでいますので、そういうのは一切なしにして、まさに今、おっしゃられたようなポイントに絞ったような形で整理したものをバックデータという形でおつけするというにしたいと思えます。

○小泉委員長

どうぞ、岩崎委員。

○岩崎委員

ちょっと要望と確認ということで、1つはこのレポートで更新計画、それから資産維持費の導入と、それから契約水量制が提案されている。事業者として、たまたま我々千葉県は料金改定の時期に来ているということで、實際上、千葉県は具体的にどこまでやるかというのはまだ精査していない部分もあるのですが、まずパラメーターが3つある。1つは、更新計画をみきわめるということ。それから、更新に当たっては収支見通しと資産維持費の導入の可否。それから、そのときに契約水量制で当然やるのでしょけれども、二部料金制をどうやって導入するのかというようなことで、3つの変数があって、それをどうやってまとめていって、ユーザー企業と合意するのかと。それをつくるのに、大体3カ月とか半年ぐらい、場合によってはかかるかもしれない。出して、行ったり来たりというようなことをするとき、千葉県はこれから経産省さんと連携しながらやりますが、一般の事業者でもさっと入れるような、要は更新計画、それから資産維持費の導入と料金改定、それからそのときに二部料金制の見直しの具体的なアプローチができる例とか方向性を出していただけるとありがたい。それは、この報告書の中ではなくて、例えば耐震化指針、もしくはアセットマネジメントの指針の中で、今後、詰めていただければアプローチしやすいなということがありますので、ぜひともお願いしたいと思います。

あと確認なのですが、補助制度の中の31ページぐらいで、基本的に新しい補助制度を要求するベースだということで、産業立地加速のため、それから工業用水耐震化加速のための補助制度ということなのですが、現行で、耐震化で読めない事業というものがあります。例えば建物の耐震化は終わっているのだけれども、汚泥処理施設について環境に負荷を与えないような、今、例えば灯油で燃やして乾燥させている施設がもう老朽化して、それを更新するといったものが出てくるのですが、既存の事業で汚泥処理施設とか、耐震化に影響しない大規模な機械の更新で、現行で認められているものについては、ここでは言及されていないのです。その辺についての考え方と、あと、もし財務省の関係でないのであれば、今後その辺のご配慮もお願いをしたいというようなことで、そういう、耐震化にかかわらない大規模な施設の更新もありますし、最終的な料金に反映する部分もありますので、その辺はご配慮いただきたいと思います。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

○桑山工業用水道計画官

1点目につきましては、ご指摘のとおり、そういった幾つかモデルケースみたいな、導入しやすいような考え方をまとめるのは重要だと認識いたしますので、ぜひアセットマネジメントの指針の中で、このような3つのパラメーターを抱えた場合、どのようなことが

あり得るのかということを出していきたいと思います。

それから2点目の補助制度につきましては、報告書の31ページをみていただきますと、上から2行目から3行目にわたりまして、「今後の大規模災害に備えるには、施設の耐震化のみならず今回の教訓を踏まえた被害低減化対策も含めることとする」というようにしておりますし、また、そのこのパラグラフの3つ目でございますけれども、「補助対象となる事業内容は、施設の耐震化事業、配水管路の二重化やバイパス化事業、近接事業間の連絡管整備、省エネ設備や非常用発電施設等のバックアップ電源設備」とかしておりますので、このような形で読んでいただけるような事業については、補助対象となるように検討をすすめていきたいと思います。改正の趣旨は、これまでどおりの事業をそのまま行うということではなくて、もう一度このような形で新しいニーズに合う形に制度を変えるということですので、その新しく変えた制度の中で、対象となるものについては、できる限り我々としては支援させていただきたいと考えています。

○岩崎委員

報告書の関係では、これ以上書けないと思いますので、場合によっては、事業者の全体の中でどうするのだというのはまた別途、要望させていただくことになるかもしれませんので、そのときはよろしくお願いたします。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。

この小委員会の報告書として書くべきことと、具体的にやらなければいけないことと、いろいろあろうと思いますので、その辺のところの住み分けをすることが必要になるかもしれませんね。どうもありがとうございました。

それで、1.5円の話に戻りますけれども、岡田委員代理、先ほどお二人の委員から、載せておいてもいいのではないかというご意見もありましたが、いかがでしょうか。

○岡田委員代理

私たちの化学業界で話をした中で、こういう意見もありました。1.5円を載せると、ここまで値上げできるという指針となってしまうのではないかという意見、それからもう1つは、この指針があるおかげで、上限がリミットされるのではないかというような意見もあったことはあったのですが、先ほど、1.5円という安い値上がりで済んだという話がありましたけれども、化学業界は非常に水を使っておりますので、この1.5円、6.2%でも相当なインパクトがある数字なのです。したがって、上限リミットという考え方はあるが、やはり削除したほうが望ましいというのがほとんどの意見だったのです。ただ、化学業界だけでなく、金属業界のほうはあったほうが望ましいのではないかと、そういう意見があるのであれば、先ほど石井委員からありましたように、表現をマイルドにするとか、またここに書いてある前提条件を、こういう前提で試算したものだということを明

確にするなどして、その場合は1.5円になりますというような書き方でやっていただければと感じます。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。

これ、バックデータはあるのでしょうか。

○桑山工業用水道計画官

はい、あります。

○小泉委員長

それでは、バックデータを付録にしっかり載せて、本文にどの程度入れるかというのは、少し緩い形で、マクロ的な数値で入れることになりますかね。その試算の根拠は別紙の付録にあるという、そのような形にいたしましょうか。確かに、石井委員のおっしゃるように、こういう数値があるというのは、やはりインパクトはあるなというようには思います。ただ、これはあくまでも平均の議論ですね。ですから、場所によっていろいろ違うというように、私は当初から思っておりましたので、日本全体の平均であって、ある特定の場所だと全然違う数値が、これより多いかもしれないし、少ないかもしれないし、そういうものが出るなというように思っておりましたので、付録かなという思いもあるのですが、一応、そういうことで数値は出しますけれども、後ろにきちっと付録をつけて、こういう条件でやっているということがわかるようにするというにいたしましょうか。では、昔からの懸案事項ではあったのですが、どうもありがとうございました。

それから、先ほどの事業者とユーザー、これは両者ともでいくということで、ユーザーの皆さん、よろしいでしょうか。——どうもありがとうございました。では、そういったことで、そのところは修正してまいりたいと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。長岡委員、お願いします。

○長岡委員

37ページのところで、今まで余り気にならなかったのですが、改めて気になったのですけれども、ここで水資源機構が突然出てくるような感じがいたしました。もちろん水資源機構から情報を得るのは有用だと思うのですけれども、全体の応援とか、あるいは被災地に水資源機構がどういう役割を果たすかというのがちょっとわからないのですが、その辺、どうなのでしょう。情報だけを水資源機構からいただけるのでしょうか、あるいはこの全体の応援体制の中で何か役割を担うのでしょうか。その辺が不明確なような気がしたのですけれども、いかがでしょうか。

○桑山工業用水道計画官

水資源機構につきましては、水資源機構として備蓄されている資機材について、この制度に乗せた形で協力していただけるということでした。一方で応援体制のほうはそこまでの関与ということについては、水資源機構との間で話をしておりませんし、彼らとしても、自分たちの施設の、そもそも管理ということがございますので、あくまでも資機材についての可能な部分での融通というのは対応しますということになっております。

○長岡委員

一方的に水資源機構から情報を得て、工業用水のほうで、それを利用できると。ギブ・アンド・テイクではなくて、工業用水道としては、一方的に水資源機構の備蓄資材を使えると、そういうことでよろしいのですか。

○桑山工業用水道計画官

はい、資機材については、まさに一方的にということがございます。ただ、ご承知のとおり、水資源機構自体は利水者というか、水の利用者ということで事業者の方々がいらっしゃいますし、それに対して、お互いに協力し合いながら事業も進められているということです。そういった観点で、この制度に入って、事業者の方の1つの支援になるという意味では、彼らとしてはぜひ参加したいということをお願いいただいておりますので、そういった意味合いで入っていただくことにしております。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。

○岡田委員代理

委員長、ここで私は退席させていただきます。

○小泉委員長

どうもご苦勞さまでした。

そのほか、岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員

16ページになります。言葉の問題で、基本認識なのですが、16ページの上のほうの、「現下の低成長、国内空洞化の状況ではそのニーズは大きくない」ということなのですが、この文章ですと、もう国内空洞化は既に来ているというような認識でよろしいのか。国内空洞化の懸念があるという状況なのか。経産省というか、国の立場ではどこまで認識しているのか、この委員会だけ先走ってはいけないような気がしますので、そこだけちょっと確認をしたほうがいいかなと思っております。

○小泉委員長

でも、この国内空洞化というのはだれも認識しているのではないのでしょうか。そうでもないのですか。

○岩崎委員

国内空洞化というのは、対策でいろいろな策を講じているのだけれども、もうそこまで行ってしまっているのか、あるいは懸念というか、現在進行形なのか、その辺で共通認識があればいいのですが、もう国全体で国内空洞化は始まってしまっているのだということ認識が一致しているのであれば、私は特にいいのですが。

○小泉委員長

石井先生、どうですか、この辺の話は。

○石井委員

これも日銀の短観と、それから長期見通しではちょっとニュアンスが違うのですが、やはり国内空洞化の現状というのは日銀も認めているという状況の中で、今、ご指摘のように、現状はそうなのですが、これから低成長という中で回復の兆しというのも、また一方では先月の短観などでは出ているというようなことがありますので、書きぶりは「現下の低成長、それから国内空洞化の、今、ご指摘のように懸念がある状況の中で、ニーズは相対的に大きくはない」とか、やはりこれも少しオブラートに包んだほうがいいと思いますね。照井審議官がおられますので、照井審議官は、もう文字通り経産省の代表の方ですので、その辺は照井審議官にちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。

○照井地域経済産業審議官

途中で参加させていただきまして、恐縮でございます。

今、ご指摘がありましたように、現在、国内で事業をやっている事業者の方がたくさんいるわけですから、空洞化にはなっていないと。ただ、空洞化の懸念はあるというのが現状認識だと思います。政府としても、昨年10月に円高・空洞化対策ということで対策を打って、できるだけ国内立地を進めていこうという方針でやっております。空洞化にならないように今、頑張っているというところですから、懸念があるような状況でというような形でよろしいのではないかと思います。ご指摘ありがとうございます。

○小泉委員長

ありがとうございました。

岩崎委員、そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。村瀬委員、お願いします。

○村瀬委員

41 ページでございますけれども、今後の対応についてということで新しく章を起こして書いて、これからの取り組みについて基本理念をまとめていただいているのですけれども、最後のセンテンスです。「本委員会は、事業者とユーザー企業が本報告書の内容を十分理解できるよう、国があらゆる機会を設けて、丁寧に説明していくことを期待する」ということで、国に対しては説明することを期待しているだけなのですけれども、この報告書の前のほうの課題のところでも、工業用水の課題を、いろいろな国の施策を実施して、解決して、将来的な工業用水の安定的な供給を確保していこうということ書かれていますので、この最後のセンテンスのところ、本報告書の内容を、できるだけ国が施策に反映していただいて、その内容が事業者、あるいはユーザーに十分理解できるよう、説明していくと。国の施策の反映の部分を一言つけ加えていただけるとありがたいと思っております。

○小泉委員長

もう少し、一步踏み込んでという意味ですね。

ほか、いかがでございましょう。どうぞ、お願いします。

○総務省笠井公営企業経営室長（オブザーバー）

オブザーバーで参加させてもらっています総務省財政局で地方公営企業を担当しています笠井ですが、総務省として、オブザーバーとしてのかかわりから数点、発言させていただきたいと思っております。

今回の報告書（案）におきまして、資産維持費につきましては、事業者のアンケート結果にあったように、各事業者に導入を義務づけるものではないと整理されたこと、また、総務省として、従来から、その見直しを求めてきた基準料金制も今回廃止されることになりまして、まずはほっとしております。責任水量制の整理についてでございますが、その成り立ちや意義を踏まえ、廃止を前提とせずに、事業者とユーザー企業が双方にとって最良となる料金制度を検討していただきたいと思いますと思慮しております。

また、今後予定されますアセットマネジメント等の指針の策定に当たりましては、さまざまな事業規模の事業者を想定した、きめ細かな対応をお願いしたいと考えております。

報告書の中には、時代に即した新たな補助金制度の創設等も盛り込まれておりますが、各公営事業者の経営面、ファイナンス面での最終的な手だては総務省が担っております。今回はオブザーバーという立場のために、この報告書（案）もぎりぎりのタイミングで協議いただいたので、時間もなく、さまざまな事業者の声をくみ上げられたのかどうか、ちょっと不安があります。そのようなわけで、どうか今後は事業者とユーザー企業の話合いが円滑に進むように、今回の報告書の内容を経済産業省さんにおいて、責任をもって関係者に丁寧に説明をしていただき、また理解を求めていただくことをお願いしたいと考え

ております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○小泉委員長

ありがとうございました。では、そういうことで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほか、よろしいでしょうか。どうぞ、お願ひします。

○科野委員代理

レンゴウの科野です。

先ほどから話題になっておりました21ページの②のところ、配管の計画的な更新・耐震化の計画ということがあるのですけれども、今回、40～50年たつて、ちょうど更新時期が重なつて、費用がかさんでくるということと、それから配管については地域の事業所のバイパスの配管とか、配管の施工方法によって変わるかもしれませんが、内部へ樹脂のフィルムを塗布して補修するとか、全部が全部、配管を更新してしまうと、また40～50年先、同じようなことになってきますので、更新時期をできるだけずらしていくとか、費用を平準化していくというようなことを考えますと、更新のとりかえだけではなしに、補修とか、そういうものも頭に置いてやったほうがいいのではないかという気がいたします。

もう1つは、地下水のくみ上げ規制が以前から行われておりますけれども、都市部では、一部地下水が逆に増加してきて、地盤の上昇等が起つておるということで、そういう水は今、有効に使われないまま下水道、または河川に放流されたりしているということで、そういうことを考えますと、今回、この工業用水にそういう余つておる地下水等も利用しながら、合同でそういう設備を考えていけば、先ほどの値上げの料金についても費用を抑えながら、多少、工夫ができないかなど。料金の値上げはやむを得ないと思ひますけれども、ある程度、そういうところに工夫をしながらというところを織り込んでいけなかなというように感じます。

○小泉委員長

最初のお話は、やはりまさにアセットマネジメントが必要だということにならうと思ひますね。

この地下水の話はなかなか難しい問題だと私は思つておまして、どのように扱うかによって大分違つてくる。これは工業用水道だけではなくて、上水道も同じことだと思つておられますけれども、なかなか難しい問題だと捉えておられます。

○科野委員代理

現実的にはもうくみ上げられておるみたいですね。

○小泉委員長

場所によりますからね。どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょう。——よろしいでしょうか。

今日はいろいろなご指摘、ご意見をいただきまして、これは私、なかなか難しい案件だということに最初、お受けしたときに思ったのですが、何とか皆様方のご協力のもと、とりまとめができそうな状況になってまいりました。

確かに、これから日本の産業をどうするのかという話が前提にまずあるわけで、産業の血液といわれている工業用水がこれからどうあるべきか。一度つくることはできたと。この後、どうやって50年後、100年後、やっていくのかという話にもつながってくる問題でございまして、やはり国家戦略というものも、この裏には入ってくるだろうと、このように考えております。

やはり事業者、あるいはユーザー、この両者がうまく協力し合って、これから工業用水道をしっかりと維持していただければありがたいと、このような思いでいっぱいですが、こういった報告書ができると、またその後、もう少し細かい、詳細なところが進んでいくと思いますし、その辺がまた大事だと思いますので、この小委員会の報告書は、その第一歩だというように私は考えております。

いろいろ議論をいただきまして、今日いただいたご意見等は修正等をいたしまして、これからこの報告書を取りまとめることとなりますけれども、内容につきましては委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。

では、そのようなことでとりまとめてまいりたいと思います。

そのほか、何か全体を通してございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

一応、予定していた議事はすべて終了いたしました。最後に経済産業省から今後の予定等事務連絡をお願いいたします。

○成瀬産業施設課長

本日は本当にありがとうございました。本日を含めまして、3回にわたってご審議をいただきまして、今回、委員長一任ということで、本日のご意見を踏まえて、修正をして、委員長にご判断を伺って、とりまとめていきたいと思っております。その後、パブリックコメントを行いまして、広く国民の皆様からご意見をいただきまして、成案にしたいと思っております。

また、報告書に基づいた算定要領の改正、省令改正等、指針の作成、補助金制度につきましても、順次着実にスピーディに作業を行っていきたくと考えておりますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思っております。

また、報告書にありますとおり、成案となった報告書につきましては、全国各地の事業

者とかユーザー企業の方々にもご理解をいただけるよう、説明会も含めて、周知、理解を共有するべく、行っていきたいと思っております。

そういうことで、最後でございますけれども、閉会に当たりまして、地域経済産業グループ地域経済産業審議官の照井から一言あいさつをさせていただきたいと思えます。

○照井地域経済産業審議官

済みません、自己紹介もしない間にお話をさせていただきまして、大変恐縮でございますが、4月1日付で前任の内山の後を受けまして着任いたしました照井と申します。前職は関東経済産業局におりまして、昨年の3. 11のときには、まさに出先の現場にいたということで、ちょうどといいますか、工業用水も経済産業局のほうでは担当しておりましたけれども、そのときの被災の状況について、できるだけ早く状況を把握して、取り組んだというのが今、記憶に戻ってきているところでございます。

日本が高度成長し始めたときに、急速に産業インフラとしての工業用水を各地域において整備していただきまして、これだけの日本の経済の発展ができ上がったということだと思います。今回、そういう高度成長の際に整備いたしましたさまざまなインフラ、道路、橋等も含めまして、そういうものがかなり年限が来ているということで、これは国としても、このインフラをどのように維持更新していくかというのが大きな課題であります。

さらに、まさに今日の審議でもお話がありましたように、地域経済はどうなっていくのか、国内空洞化はこれから本当に加速的に進んでいくのかどうか。どういう形で地域経済を支えていくのかという大きな課題があります。まさにそれが、経済対策としては、政府としても最重要の課題ということで、卑近な例では、昨年の補正予算で国内立地補助金ということで、福島県の立地も含めまして、5,000億という、かなり大きな規模の予算を確保して、何とか国内空洞化を食い止めたいと。それから、もう1つは新しい産業を起こしていくという取り組みを今、行っているところであります。

そういう意味で、この工業用水、産業インフラとしては極めて重要なインフラでございます。何とか国内で事業をやっていく上で良好な環境を整備していくというのが政府として最大の責務だというように思っております。

今回、とりまとめたいただいた内容というのは、事業者とユーザーの方が対立的に料金等を算定していくということではなくて、地域の共有の産業インフラとして、共有の財産として、事業者とユーザーの方が情報開示をしながら、合意のもとで決めていくという方向で取り組んでいくということになったと理解しているわけでございます。したがって、皆さん、事業者もユーザーも、それから国も同じ方向に向けて努力していくということだと理解しております。

それから、国は説明だけすればいいのかというご指摘もありまして、説明だけではなくて、施策にきちっと取り組んでいくというのも使命だというご指摘も受けました。肝に銘じまして、我々、取り組んでまいりたいと思っております。

昨年度から非常に短い間に精力的に難しい問題を議論していただきまして、とりまとめ

いただいた委員の方々に改めて御礼申し上げますとともに、まだこれは完成ではなくて、細かい点がまだ残っておりますので、引き続きご指導のほどを賜ればありがたく存じます。まことにありがとうございました。

○小泉委員長

それでは、以上をもちまして第3回工業用水道政策小委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上